

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表

S T A C Y の長期施設管理方針の策定に伴う変更

令和5年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表

原子炉施設保安規定	原子炉設置変更許可申請書（本文）	原子炉設置変更許可申請書（添付書類）	備考
<p>【第11編 STACYの管理】 （長期施設管理方針） 第49条 第1編第38条第1項に基づき策定するSTACYの長期施設管理方針は、添付1に示すものとする。</p> <p>添付1 STACY 長期施設管理方針 （第49条関連）</p> <p>STACY長期施設管理方針（始期：2023年9月13日、適用期間：10年間） 高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。</p>	<p>9. 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p><u>理事長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>k. 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得るように設計する。このうち、重要度が特に高い安全機能を有するものについては、想定される単一故障及び外部電源が利用できない場合</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>5.1 原子力科学研究所</p> <p>原子力科学研究所の関係組織を第5.1 図に示す。</p> <p><u>原子力科学研究所の原子炉施設については、保安規定に基づき、研究炉加速器技術部がJRR-3、JRR-4及びNSRRの、バックエンド技術部が放射性廃棄物処理場及びJRR-2の、臨界ホット試験技術部がSTACY、TRACY、TCA及びFCAの、工務技術部が各原子炉等の受変電設備、非常用電源設備、気体廃棄設備、液体廃棄設備及び空気圧縮設備（ただし、JRR-4、STACY及びTRACY並びに放射性廃棄物処理場の一部の設備を除く。）の、放射線管理部が各原子炉等に係る放射線管理施設の、保安管理部が各原子炉等に係る通信連絡設備のうち共用設備の管理を担当しており、それらに係る運転及び保守（ただし、通信連絡設備のうち共用設備については保守のみとする。）についても各担当部において実施する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、保安管理部が担当する。</u></p> <p>（添付書類八）</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 基本的設計方針</p> <p>(2) 製作の過程においては材質を吟味し、厳重な検査を行う。また、<u>安全施設は、設置時及び運転開始後も、安全上の重要度に応じて試験又は検査を行い、その性</u></p>	<p>左記のとおり設置変更許可申請書に保安に係る組織の責任及び改善のプロセスに関する事項、安全機能を維持するための施設管理に関する事項の記載があり、これに基づき長期施設管理方針を定めている。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表

原子炉施設保安規定	原子炉設置変更許可申請書（本文）	原子炉設置変更許可申請書（添付書類）	備 考
	<p>を仮定しても所定の安全機能を達成できるよう、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を有するように設計する。</p> <p>安全施設は、予想される環境条件に対して十分余裕をもって耐えられ、その機能が維持できるように設計する。<u>それらの健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、適切な方法により、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるように設計する。</u></p> <p>STACY施設内部で発生が想定される飛来物に対し、STACY施設の安全性を損なわないように設計する。</p> <p>安全施設は、STACY施設及びTRACY施設の間で共用する場合においても、STACY施設の安全性を損なわないように設計する。</p>	<p><u>能を確認する。</u></p> <p>11. 運転保守（STACY施設、TRACY施設）</p> <p>11.7 保守</p> <p><u>本施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修、不使用設備の管理等に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、本施設の安全の確保を妨げるものがないように行う。</u></p>	

下線は、今回の説明のために追加した。